

2001年7月2日

ナローバンクについて

嶋田 健

はじめに

80年代後半に始まるバブル経済の中、わが国の金融機関はこぞって不動産融資、ノンバンク融資に傾注し、大幅な資産価格の上昇をもたらした。バブル経済は大きな景気拡大に結びついたが、その後のバブル崩壊とともに、不動産価格、株価などが大きく下落し、それらを担保に融資を進めていた多くの金融機関が膨大な不良債権を抱えた。この金融機関の不良債権問題は、97年11月の三洋証券、山一証券、北海道拓殖銀行、徳陽シティ銀行など大手金融機関の倒産をもってピークに達し、金融不安という状況をもたらした（斉藤 2001）。

21世紀に入った現在でも、金融機関、特に銀行の不良債権の処理が進んでいない。銀行の破綻リスクは個別レベルでいまだに解消しておらず、コールなど短期金融市場を通じて、1つの銀行の破綻が銀行システム全体へと波及し、国の決済システムが麻痺してしまう、いわゆるシステムミック・リスクの発生が懸念されている。もっとも、批判があるものの、現在のところ、わが国では、政府や中央銀行により破綻銀行の預金の全額保護が徹底されていることもあって、預金の取付騒ぎが顕在化することはなかった。

しかし、金融のグローバル化が進み、国際競争力のある銀行の必要性が叫ばれているとともに、透明かつ公正な金融市場の育成も期待されている。この中で、政府や中央銀行の資金が、預金保険機構等を通じて特定の銀行の救済へと投入されることには、不公正さがつきまとう上、銀行経営のモラル・ハザードを生み、銀行の競争力維持のうえでマイナスとなることも指摘されている。つまり、救うべきは銀行ではなく、決済システムであるという論調である。

ここでは、決済システムの安定性を維持する上で求められるシステムとは何か、限定された銀行、ナローバンクを中心に論じる。

1. ナローバンクの設立経緯

a. 2つのシカゴ・プラン

1929年に始まる米国の大恐慌は、各国の工業化が進み、経済力が増した中で起こったものであり、規模、期間ともに世界経済に与えた影響は大きい。その後、ケインズ主義の影響下で国民経済に占める政府支出のウエイトが次第に高まり、経済の変動幅は縮小しており、大恐慌のような事態は影を潜めている。もっとも、大恐慌当時の米国では、銀行の連鎖倒産などが景気後退を深めたなどの指摘もあり、グラス・スティーガル法、州際規

制など、その後の銀行システムの基礎をつくった様々規制が打ち出された。

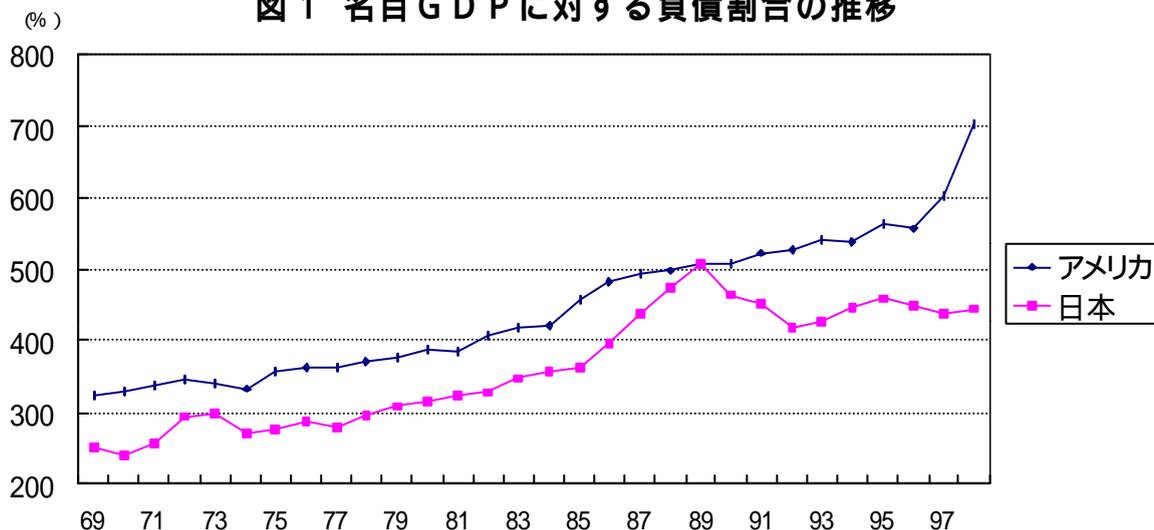
この中で、安定した銀行システムの確立を目指した2つのシカゴ・プランが提唱され（千田 1998）、100%準備貨幣論の概念が具体的に取り上げられた。まず、1933年3月の提案は、政府が連邦準備銀行の事実上の所有者、管理者となること、連邦準備銀行が加盟銀行の預金の安全性を保証すること、要求払いの資金を受け入れる銀行は、同額の現金もしくは連邦準備預金の保有を義務づけること、貸付は、貯蓄性預金などを原資に貸付会社が行い、要求払い預金は受け入れないことなどに特徴づけられる。11月には、さらに修正案が出され、金融機関を預金銀行と投資信託銀行の2種類の銀行¹に分割するなど詳しい説明が加えられた。

b. マネタリストと100%準備貨幣論

シカゴ大学のミルトン・フリードマンは、マネーサプライのコントラビリティの重要性を主張するマネタリストの中心人物である。マネタリストの主要なテーマには、名目GDPの変動は主にマネーサプライの変動により説明できること、安定した経済成長に必要とされるマネーサプライを一定割合で増加させる、いわゆるk%ルールなどがある（吉川 1985）。

彼らの主張には、政策当局によるマネーサプライのコントラビリティが重要な位置づけとなっており、100%準備貨幣論はこの有効な手段であると考えられた。つまり、民間銀行による信用創造の大きな変動を制御することで、インフレやデフレを抑制できるということが根拠となっている。この関係の中で、具体的には、要求払いや小切手の振出しが

図1 名目GDPに対する負債割合の推移



資料：日本は経済企画庁『国民経済計算年報』
 米国はF.R.B.『Flow of Funds Accounts of United States』
 注：データは(負債/名目GDP)で算出。
 負債は金融機関の資産を除いた数値。

¹ 以下、小論では、決済業務を主として担う銀行をナローバンク、金融仲介業務を主として担う銀行を金融仲介銀行と用語の使い分けをする。

できる預金を受け入れる銀行は、預金と同額の手元現金もしくは連邦準備預金の保有を義務づけることを提唱している。もっとも、当時の米国では、銀行システムは比較的安定しており、決済システムの安全性よりも、実体経済に対してマネーサプライを如何に制御するかについてウエイトが置かれた議論であった。

注目されるのは、昨今の米国では、名目GDPに対するマネーサプライの割合が、長期トレンドを上回るペースで上昇しており、わが国のバブル経済を彷彿させる状況となっている(図1)。バブルではなく、ニューエコノミーが米国の経済の原動力となっている議論もあり、単純には比較できないが、わが国のバブル経済と同様、フロー経済に対するマネーの過剰な積み上がりは経済の不安定要因となるため、一定の制御を行う何らかの銀行システムが必要であるのも事実である。

c. ナローバンクの登場

その後、100%準備通貨論の概念が再び注目されるのは、80年代に入ってから銀行システムが不安定化する時代となる。この時、マネーマーケットセンターの大銀行は、3つのL、つまり土地(Land)、発展途上国(LDC)、レバレッジド・バイ・アウト(LBO)向けの貸付が焦げ付き、膨大な不良債権を抱えていた(松本 1999)。また、金融自由化が進行する中で、市場の歪みから生じた利ざやの縮小などを原因として多数のS&L(貯蓄貸付組合)が破綻へと追い込まれた(図2、3)。米国の80年代後半は、景気後退時期と重なっており、わが国とは対照的に、米国経済は停滞というイメージが強い。しかし、米銀による徹底的なリストラはもちろんのこと、銀行システムの再建には、RTC等を通じて、多額の財政資金が直接投入され、金融システムの安定性回復が図られた結果、90年代という飛躍の10年を生む基礎づくりにつながった。

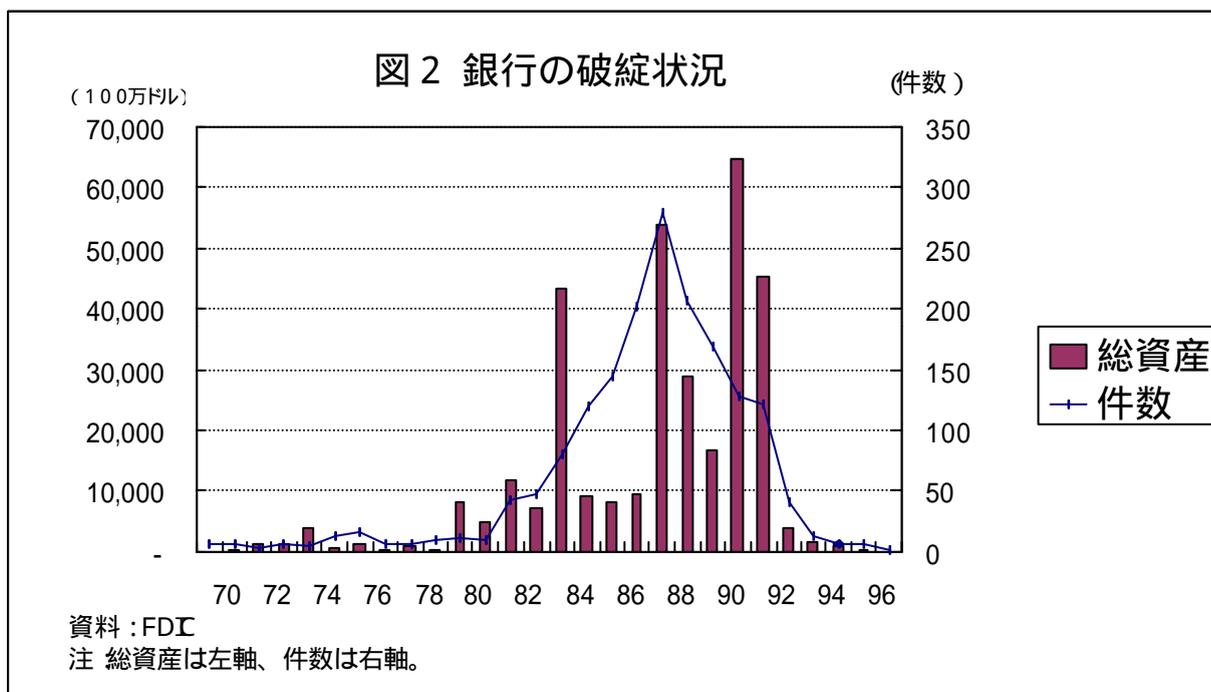
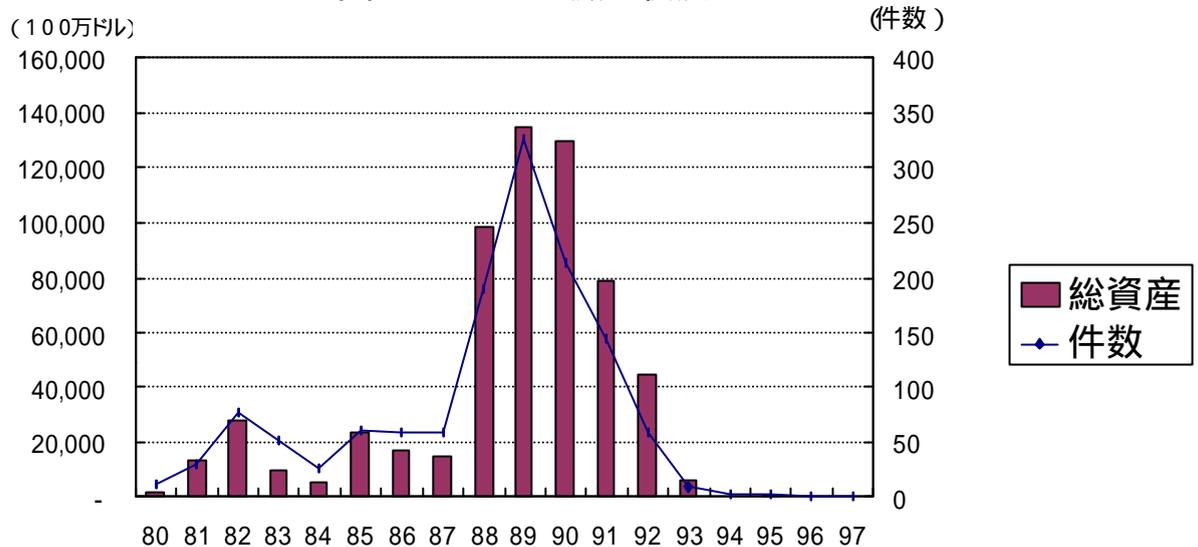


図3 S&Lの破綻状況



資料：FDIC

注：総資産は左軸、件数は右軸。

多数の銀行倒産に見舞われている最中の1987年、米ブルッキングス研究所のライタンによりナローバンクについて初めての提案がなされた。その後、1991年には、カリフォルニア大学バークレイ校のピアス、マッキンゼーのブライアン²などにより同種の銀行の設立などが提案された（小早川、中村 2000）。

わが国でも、バブル崩壊以降、銀行の不良債権問題が顕在化しており、決済システムの安全性維持のため、高木（1997）等によりナローバンクの有効性が提示されている。また、わが国の特徴である、肥大化する公的金融機関の今後のあり方として、郵便貯金の預入金額を順次引き下げ、将来的にナローバンク化させるといった議論もある（翁 2001）。

2. ナローバンクの必要性

a. 異なるナローバンクの定義

ナローバンクとは、基本的に、要求払い預金で資金を調達する一方で、資金の運用は国債（特にTBなど短期国債）や高格付けのCPなど安全性の高い金融資産に限定される銀行を指す。これと対をなす貯蓄性預金や金融債により資金を調達する金融仲介銀行³は、通常の貸付業務を行うこととなる。もっとも、ナローバンクの細部については、提唱者により若干の違いがある（小早川、中村 2000）。比較的安全性の高い個人や中小企業への

² ブライアンによる提案はコア・バンク論と称される。

³ ライタンは貸付子会社、ピアスは金融サービス会社、ブライアンは貸付子会社、高木は資産運用銀行等、提案者により呼称は異なる。

金融仲介業務を認めたもの、子会社形式で決済業務と金融仲介業務を併存できるとしたものの、銀行施設や人員の共同利用を認めたものなどがある。

b．守るべきは決済システム

金融不安の状況下で、ナローバンクが注目されているのは、決済システムの安全性を如何に確保するかが、今後の国民経済の安定的な発展に不可欠であるからである。つまり、決済業務と金融仲介業務が併存している現在の一般的な銀行システムでは、不良債権など金融仲介業務で発生した過剰なリスクの発生が決済システムの不安定性に直接結びついてしまう恐れがあるからである。この背景には、守るべきは、決済システムであって、個々の銀行ではないという認識があり、銀行から決済システムそのものを分離したナローバンクは有効な政策手段の一つであるといえよう。

もっとも、既存の銀行システムでも、銀行の店舗設備、人材、コンピューターシステムなど、決済業務と金融仲介業務が併存した方が、資源の有効利用という側面では効率的であると考えられる。しかし、コンピューターシステムの高速化、投機資金の拡大、デリバティブなど高度な金融商品の登場により、市場は複雑さを増しており、銀行システムが内包する潜在的な不安定性が拡大しており、決済リスク、特にシステムック・リスクの拡大を防止する手段が必要とされている。これは、アジア、ロシアなどで連鎖的に発生した通貨危機などが物語っており、通貨危機に関連して、外為決済リスクが、B I S（国際決済銀行）や中央銀行などで主要な課題となっているのは（中島、宿輪 2000）昨今、国際的な資金移動の活発化により、この部門における決済リスクが大きくなっているからである。

c．モラル・ハザード防止

現在、各国の銀行システムには、1つの銀行の破綻が、銀行システム全体の危機へと波及させないために、預金保険機構や中央銀行による最後の貸し手機能などセーフティーネットを制度的に組み込んでいるのが一般的である。市場主義、徹底した自己責任を迫っている米国でも同様であり、依然として預金保険機構（米国ではF D I C）などが機能している。

確かに、セーフティーネットは、銀行システムのシステムック・リスクを回避する上で有効な手段である反面、銀行のモラル・ハザードを生んでしまう恐れがある。バブル崩壊後の銀行の不良債権問題でも、経営者責任が強く求められているが、この背景には、銀行経営者のモラル・ハザードが、不良債権問題の原因の一つとなっているという指摘があるからである。金融分野以外でも、失業保険や生活保護などでも同様のモラル・ハザードがみられるケースがあり、安易なセーフティーネットの制度化は社会的にマイナスへ作用する。

一方、ナローバンクは、セーフティーネットを基本的に必要としない点で優れている。決済業務に限定されたナローバンクは、資産運用の対象が安全性の高いものに限定されているため、急な預金の引き出しがあったとしても、流動性リスク、デフォルト・リスクは

なく、預金の払い戻しの原資がショートしてしまう可能性は極めて低いからである。一方で、金融仲介銀行は、決済システムの外部に置かれ、システムック・リスクの発生源となることがないため、預金保険の対象外されている。これは、高収益の金融商品への投資は、投資家自身の自己責任であり、もし、リスクを嫌うのならば、リスクの低い、ナローバンクへ預金を預ければよいことを意味しており、預金者のモラル・ハザードも防ぐことができる。

d . 検査コストの削減

2000年7月、金融庁は500人の検査官でスタートした。金融行政が、事前的規制から事後的規制へと比重を移している中、わが国の検査体制は決して十分なものではなく、今後、一層進むであろう金融のグローバル化の中で、検査官数の増加、質の向上などの取り組みまなければならない課題が山積している。

しかし、わが国の財政状況は極めて厳しく、将来的には金融検査分野で十分な予算が獲得できない事態も考えられる。ナローバンクには、デフォルト・リスクがなく、かつ、金融仲介業務があくまで自己責任で営まれるということを前提にすれば、金融検査自体を削減することが可能である。監督官庁の限られた予算、人員という状況で、銀行システムの安全性を維持するには、ナローバンクの場合の方が効率的であるという見方もできる。

3 . ナローバンクの収益環境と参入方式

a . 金利水準により異なる収益環境

上述で示したように、既存の銀行システムと比べて、ナローバンクには、種々の有利な点がみられる。しかし、国営化を選択する場合を除き、決済業務のみを行う銀行も、やはり民間企業であることには本質的にかわりなく、十分な収益機会がなければ、存続することはできない。M・フリードマンは、預金者に手数料などを課した場合、経済に必要とする貨幣水準から実際の貨幣水準が乖離する可能性を指摘しており、政府証券の保有などから得られる連邦準備銀行の収入をナローバンクに還元することを主張している（千田 1998）。

ナローバンクは、投資対象を短期国債や高格付けCPなどに安全性の高いものに限定されている。確かに流動性リスク、デフォルト・リスクが回避できる一方で、流動性の放棄、もしくは安全性の対価である、収益性がどうしても犠牲となってしまふ。事務コストを考慮した場合、預金者へ十分な利息を支払うことができないことも考えられる。これに対して、金融仲介銀行は、基本的には、その投資対象に制限がないため、その時々において、リスクとのバランスを考慮しながら、最適のポートフォリオを組むことができる。つまり、国債や株式、貸付などの多様な投資機会があるため、期待収益を最大化するか、もしくは期待損失を最小化するよう運用資産の組み合わせを調整すればよい。

特に、低金利時には、銀行のコストは、資金の調達コストよりも、事務コストの方が相

対的に大きくなるため、ナローバンクと比べて、金融仲介銀行の方が収益面で有利となる⁴。逆に、高金利時には、金融仲介銀行が収益面で相対的に不利となるため、貸付などにおいて高い収益の得られる事業のみに資金を投入する誘因を増幅させ、将来的に不良債権を増大させる原因となる恐れがある。ナローバンクの設立に当たっては、金利の変動に伴って生じる金融仲介銀行との収益面でのバランスを考慮する必要がある。

b．安定した収益環境の確立

わが国の銀行の収益は、依然として金利収入に大きく依存している。全国銀行134行ベースの役務取引等利益は1兆2291億円であり、経常収益に対する割合は7.99%となっている⁵。一方、手数料収入への依存度が高いとされる米国の銀行⁶では、非金利収入（Noninterest Income）は624億ドルで、営業収益（Operation Revenue）に対する割合は44.5%に達する（Radecki 1999）。手数料収入や分母である収益の定義に差があるものの、従来から手数料収入への比重を高めていた米国の銀行では、手数料収入が大きな収入源となっている。

金利収入の割合が高いわが国の銀行では、金利収入から手数料収入へと比重を高めているものの、依然として低い水準にとどまっている。ナローバンクが存続するには、短期国債や高格付けCPなどの金融資産からの利子収入だけでなく、決済業務に関する手数料収入から十分な収益が確保できる体質への変革が必要である。

そのため、口座管理手数料などを基本に、各種手数料が徴収できる環境づくりを進める必要があり、それがナローバンクの存続条件であるとともに、既存の銀行が収益性を高め、いち早く不良債権問題の呪縛から離れられる必要条件でもある。

c．ナローバンクは単体ではなく

昨今、ソニーやトヨタ自動車など異業種からの金融分野への参入が目立っており（眞壁2001）、金融業界における競争を促進すること、高い国際競争力を維持しているわが国のメーカーのノウハウや人材が金融業にかかわることなどプラス面が期待される。特に、小売り大手のイトーヨーカ堂が中心となって設立されたIYバンクは、決済業務に限定していることから、まさにナローバンクに該当し、ナローバンクが機能するに当たって今後の動向が注目される。

将来的に、わが国の決済システムを守る方法としてナローバンクが選択されたのならば、既存の銀行から、どのようにしてナローバンクを設立するかが重要な課題となる。異業種からの新規参入は、ノウハウ取得の面で若干のハンディがあるものの、人材の流動化が進み、人材確保のコストが以前と比べて低くなっている上、インターネットの普及は支店網がない銀行でも十分な収益をあげられる可能性を高めている。一方、子会社でのナローバ

⁴ 後述のIYバンクは、コンビニとの兼営であるからこそ成り立つ銀行であり、銀行業務で収益を確保するよりも、コンビニの競争力アップが設立の目的であることが考えられる。

⁵ 2001年3月期決算、『金融ジャーナル2001年7月号』。

⁶ 1996年決算、銀行持ち株会社上位25社。

バンクの設立が認められないならば、既存の銀行がナローバンクに参入するには、金融仲介業務を他の銀行に売却しなければならない。従って、社会的コストを引き下げ、決済業務の需要に対して供給不足という事態を回避するためにも、金融持ち株会社、つまり子会社方式やユニバーサルバンクでのナローバンクの参入が求めらよう。

かつてイギリスで設立された第一勸業銀行のデリバティブの子会社がトリプルAの格付けを得たように、親会社が低い格付けであっても、子会社の格付けだけを高めることは可能である。そのため、徹底した勘定の分離、チャイニーズウォールの設置などが条件となるものの、既存の銀行でもナローバンクの設立は認められるであろう。

4. ナローバンクの問題点

確かに、ナローバンクは、決済システムの安全性を高める上で優れた提案であるが、既存の銀行に大幅な組織改革を必要とするなどマイナス面が指摘される。ここでは、ナローバンクの問題点について簡潔に述べる。

a. 低コストである業務の併存

多額の不良債権を抱えている既存の銀行では、収益性を高め、不良債権を円滑に償却するため、人員削減、店舗の統廃合を急ピッチに進めている。もっとも、全ての店舗がなくなるのではなく、通常、適正水準にまで店舗数が減少し、その後は安定的に推移するものと考えられる。従って、依然として店舗網を主体とした銀行業務は基本であり、支店を効率的に利用するには、決済業務、金融仲介業務の両業務が同じ店舗で展開された方が効率的である。ナローバンクの提案では、高木（1997）でも店舗の共用を認めている。

また、個々の企業別に要求払い預金の動きをチェックすることは、企業の財務体質を把握することに役立つなど、決済業務と金融仲介業務の併存は、店舗当たりの事務コストを低下させるばかりでなく、情報を有機的に結びつけることで、個々の銀行ベースでプラスに作用する。

b. イノベーションによるリスクの克服

ナローバンクの設立は、決済システムの金融仲介業務から分離することで、決済システムの安全性を高めることを目的としている。しかし、決済システムが分離されていない既存の銀行システムでも、決済リスクを皆無にすることはできないにしろ、軽減することは可能であり、RTGS（即時グロス決済システム）は、その実現に向けた具体的なシステムである（中島、宿輪 2000）。

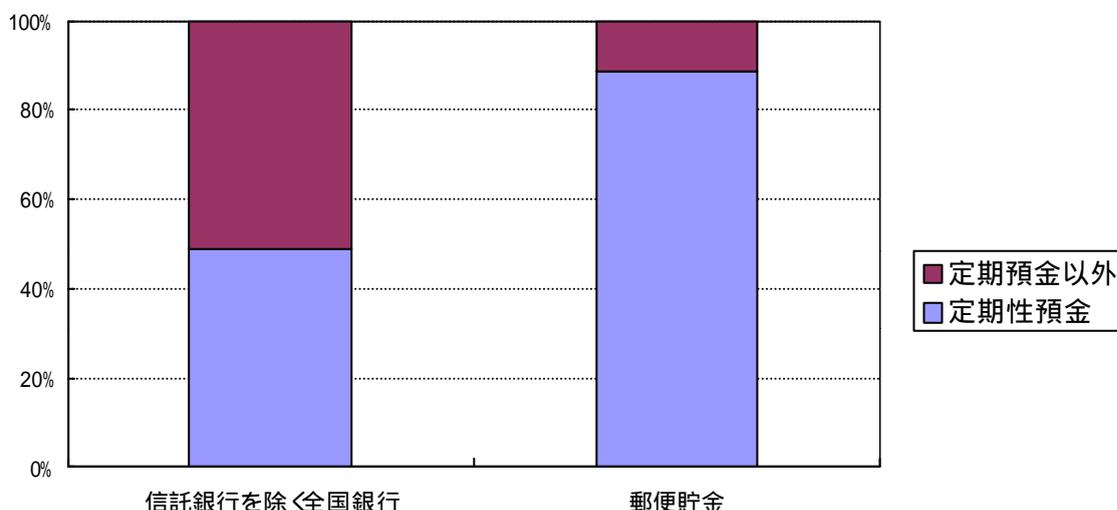
時点でのネット決済と比べて、RTGSは、必要とする流動性が増加する、事務負担が大きくなるなどのデメリットがあるものの、決済リスクは確実に縮小できる。RTGSは、決済システムがナローバンクに主に依存している場合、必要とならなかったシステムであるかもしれない。つまり、決済業務と金融仲介業務が併存し、決済リスクが恒常的に問題となっているからこそ考案されたシステムであり、銀行システムの中での一種のイノベー

ションであるともいえる。決済システムの安全性を優先し、ナローバンクの設立を進めれば、一定の成果を得ることができよう。しかし、混沌とした状況であるからこそ、新たなイノベーションが期待できる。従って、戦後の護送船団方式でみられたように、決済システムの安全性のみを追求するのではなく、安全性と発展性の間でバランスのとれたシステムづくりが求められる。

c. 郵便貯金のナローバンク化には問題

郵便貯金のオーバープレゼンスが指摘されており、この中で預入金額を引き下げ、郵便貯金をナローバンク化する議論がある（翁 2001）。そもそも郵便貯金は国民の貯蓄を増進させる目的で設立された金融機関であり、決済業務のみの金融機関へと移行させることは、本末転倒の議論である。これは、郵便貯金では、全預貯金に占める貯蓄性の預金の割合が、民間の銀行よりも高く、定額貯金などを全て要求払いの貯金へと預けかえることは、非現実的であり、社会的コストが余りに大きいことから示される（図4）。もっとも、運用面に着目し、郵便貯金が既に多額の国債を保有しているという現状を考慮すれば、移行コストは低いとされるが、民間の銀行も国債への投資比率を高めており、この点においても郵便貯金のナローバンク化については限界があろう。公社化はすでに決定されているため、ナローバンク論を含めて郵便貯金のあり方には徹底的な議論が必要である。

図4 定期性預貯金の割合



資料：総務省郵政事業庁『郵政行政統計データ』
 日本銀行『金融・経済データ2001』
 注：全国銀行は2000年12月末、郵便貯金は1998年3月末。

まとめ

銀行の不良債権問題はいまだに処理が完了せず、新政権下で銀行の不良債権問題が主要課題の一つとなるなど、今後の銀行システムのあり方を考える上で、ナローバンク提案は、多岐にわたり、重要なインプリケーションを我々に示唆してくれる。今後、急速に改革が

進められ、ハードランディングが予想される中で、決済システムを如何に守るか課題となっており、まさに、これからの話題を提供している。しかし、ナローバンクの設立に当たっては、銀行システムの改革もさることながら、一般論としても、わが国の銀行が金利収入依存からいち早く脱却し、今後、手数料収入の比重を高めていくことが求められている。これが、銀行の収益基盤を安定させ、バブル経済時に生じたような銀行間の貸付競争を抑制し、銀行システムを安定化させる有力な手段となる。問題の本質は、ナローバンクの設立ではなく、現時点における銀行の収益構造でもある。

10年をたった現在でも、バブル経済が与えた負の遺産を、わが国は依然として抱えていることを踏まえれば、バブルのインパクトが如何に大きかったかを物語っている。従って、ナローバンクが、銀行システムの不安定化の中で誕生し、発展してきたものであるが、もう一つの目的、つまりマネーサプライに対するコントラビリティの向上についても期待される機能である。米国では、経済のソフトランディングを実現しようと、金融政策の微調整が繰り返されている。現段階では判断は難しいが、米国でも、わが国と同様のバブルが発生しているという指摘もある。フローに対してストックであるマネーは積み上がりやすく、どうしても経済の不安定化要因となりやすい。その後のダメージを考慮すれば、金融政策に過度に依存するのではなく、安定的な収入に依存した銀行やナローバンクなどバブルが発生しにくい経済・金融システムを事前に構築することが重要な課題である。

(参考文献)

- 翁百合、『預金の機能と銀行業』、Japan Research Review 1995年7月号、日本総合研究所、1995
- 翁百合、『郵便貯金の将来像と金融システム』、2001、日本金融学会春期大会
- 小早川周司、中村亘、『ナロー・バンク論に関する一考察 - 実務的・理論的サーベイ』、金融研究2000年3月、日本銀行金融研究所
- 小早川周司、『銀行取付の発生と情報の役割』、IMESディスカッション・ペーパー No.99-J-8、日本銀行金融研究所、1999
- 小村衆統、守山昭男、西脇廣治、二上季代司、『金融システム論』、多賀出版、1997
- 斉藤美彦、『戦後日本型システムの転換』、『市場化とアメリカのインパクト』、東京大学出版会、2001
- 千田純一、『ナローバンキングと金融システム』、グラス＝スティーガル法研究会編、『業際問題を越えて - 日米金融制度改革の研究』、日本証券経済研究所、1998
- 高木仁、『信用創造付きナロー・バンキングの構想』、金融ジャーナル97年3月、ドゥワトリポン、M、ティロール、J、『銀行規制の新潮流』、東洋経済新報社、1996
- 中島真志、宿輪純一、『決済システムのすべて』、東洋経済新報社、2000
- ハイマン・ミンスキー、『金融不安定性の経済学』、多賀出版、1989
- 眞壁修、『図説よくわかる金融ネット』、PHP研究所、2001

吉川洋、『マクロ経済学研究』、東京大学出版会、1984

J. L. ピアス、『銀行業の将来』、東洋経済新報社、1993

Lawrence J. Radecki, " Banks' Payments-Driven Revenues" , FRBNY ECONOMIC
POLICY REVIEW, 1999